## 静岡県公立大学法人職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規程

令和5年12月1日 規程第208号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則(平成19年規則第16号。以下「就業規則」という。)第12条の2の規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第2条 就業規則第12条の2第1項の別に定める管理監督職は、次に掲げる職(就業規則第2条第2号に定める教員が占める職を除く。)とする。
  - (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程(平成 19 年規程第2号。以下「給与規程」という。) 第8条 の規定により管理職手当を支給される職員の職
  - (2) 給与規程第4条第1項第1号に掲げる一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第3条 理事長は、就業規則第12条の2第3項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
  - (1) 当該職員の勤務評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)をしようとする職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
  - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
  - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の 段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」 という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の 事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制 上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等 をすること。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、静岡県公立大学法人役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。